

**「小児がん広報動画制作業務委託」
提案書評価基準**

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。さらに同点の場合は「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A＝5点、B＝3点、C＝1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の50%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は500点、基準点は250点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (1点)	評価	比率	配点	
これまでの業務実績	自ら出演交渉をした俳優又はプロスポーツ選手などの著名人起用した動画の制作 (過去5年間：令和元年度以降)	優れている	十分である	—		×1	5点	
本業務の実施体制	管理責任者における、同種又は類似する企画・業務の実績 (過去5年間：令和元年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1	5点	
	管理責任者以外の作業担当者における、同種又は類似する企画・業務の実績 (過去5年間：令和元年度以降)	優れている	十分である	劣っている		×1	5点	
提案内容	年間進捗管理	打ち合わせ等の会議体を含め、具体的かつ無理のない作業工程となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
	動画の制作	脚本・絵コンテのイメージは市民からの認知拡大と関心向上が見込めるか	優れている	妥当である	劣っている		×4	20点
		起用を予定する俳優又はプロスポーツ選手などの著名人は市民からの関心を寄せられるか	優れている	妥当である	劣っている		×3	15点
		業務目的を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		×3	15点
		効果的な表現手法・技術を提案しているか	優れている	妥当である	劣っている		×3	15点
		動画に関する権利等に関する調整ができているか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
	取組意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	比率	配点	
ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	若者雇用促進法に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人未満）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人以上）	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄の選定 ・健康経営優良法人の認定 ・横浜健康経営の認証	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
合 計							100点	